

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第4号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表審査会及び審議会等の委員その他構成員の項中「7,000」を、「上限10,200」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。